

今後の予定

1. 第2次答申について

今後、パブリックコメントを実施する予定。その後、専門委員会報告を取りまとめた
ただく予定。

2. 暫定排水基準のフォローアップについて

「水質汚濁防止法に基づく排出水の排出、地下浸透水の浸透等の規制に係る項目追加等
について（第2次報告）（案）」では、4業種について1,4-ジオキサンに係る暫定排水基準
を適用することとなっている。来年度以降、関係省庁と連携してフォローアップに努め、
円滑な一律排水基準への移行を図っていく予定。

3. カドミウムの排水規制の見直しについて

平成11年中央環境審議会答申「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の項目
の追加等について」（以下「平成11年答申」という。）において、水質環境基準健康項目及
び要監視項目全般について、今後とも新たな科学的知見に基づいて必要な追加・削除等見
直し作業を継続して行っていくべきとされたところである。その後、カドミウムについて
は、FAO/WHO合同食品規格委員会において、平成18年7月に精米を始めとする食品
群に対する基準が設定され、国内では食品安全委員会において、平成20年7月にカドミウ
ムの耐容週間摂取量（TWI）が設定された。このような状況を踏まえ、食品衛生法に基
づくカドミウムの規格基準が見直され平成21年1月に公布された他、環境基本法に基づく
土壌の汚染に係る環境基準のうち、農用地の土壌に係るカドミウム基準が見直され平成22
年6月に公布された。また、水道法に基づく水質基準についてもカドミウムの基準値が見
直され平成22年4月に公布されたところである。

これを受け、新たな毒性情報が明らかとなったカドミウムに関する基準値の見直しにつ
いて中央環境審議会水環境部会環境基準健康項目専門委員会で検討を行い、「水質汚濁に係
る人の健康の保護に関する環境基準等の見直しについて」（第3次答申）が平成23年7月
22日に取りまとめられた。この中で、「カドミウムの水質環境基準健康項目については、
従来基準値0.01mg/Lを0.003mg/Lに見直すことが適当」とされたところであり、今後、
環境基準告示が改正される予定である。

今後、排水規制等専門委員会でご審議いただく予定。